

事業主の皆様へ

～新しい年金制度への移行手続きに関するご案内～

平成28年10月

東京都私的病院厚生年金基金

事業主の皆様へ

東京都私的病院厚生年金基金
理事長 須藤 祐司

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当基金は昭和58年7月1日に設立され、加入事業所で働く方々の老後生活の安定と福祉の向上並びに各事業所の発展を目指し、これまで30有余年、厚生年金基金として順調に運営を行って参りました。

一方、平成26年4月に施行された厚生年金基金制度の見直し法では、これまで以上に厳しい基準を設定し、これを満たさない厚生年金基金は5年以内に解散または代行返上等を行って新しい制度へ移行することとされました。

このような状況を踏まえ、理事会・代議員会で検討を継続してきた結果、厚生年金基金としての存続は困難と判断し、平成26年9月の第79回代議員会において「代行返上」により加算部分を新しい企業年金基金へ引き継ぐことといたしました。

代行返上は、第1段階として平成27年12月に将来返上(代行部分の掛金納付先を国へ変更)と前納を実施し、今回は最終段階として過去返上(確定給付企業年金(DB)基金への移行及び移行に伴う制度変更)を行います。

過去返上手続きにおいては同意取得が必要になりますので、本資料にて同意書取りまとめについてご案内させていただきます。

事業主の皆様におかれましては、事業主分の同意書提出に加え、加入員および労働組合へご説明のうえ同意書のとりまとめをお願いいたします。ご多忙中誠に恐縮ではございますが、何卒、事情をご賢察いただき、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

基金事務局一同、確定給付企業年金への移行が円滑に進むよう努めてゆく所存ですので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【目次】

1. 厚生年金基金の仕組み	3
2. 代行返上の仕組み	4
3. 代行返上の手順と最低責任準備金の前納について	5
4. DB制度の概要①	6
5. DB制度の概要②(60歳以上の加入員の経過措置)	7
6. DB制度の概要③	8
7. 同意書取りまとめのお願い	9
8. 今後のスケジュール(予定)	10
9. Q&A	11

1. 厚生年金基金の仕組み

● 厚生年金基金は、「基本部分」と「加算部分」の給付を行っています。

➤ 基本部分

老齢厚生年金の一部(報酬比例部分)を国に代わって運営する「代行部分」に、「基本プラスアルファ部分」を上乗せし、基本部分として支給しています。

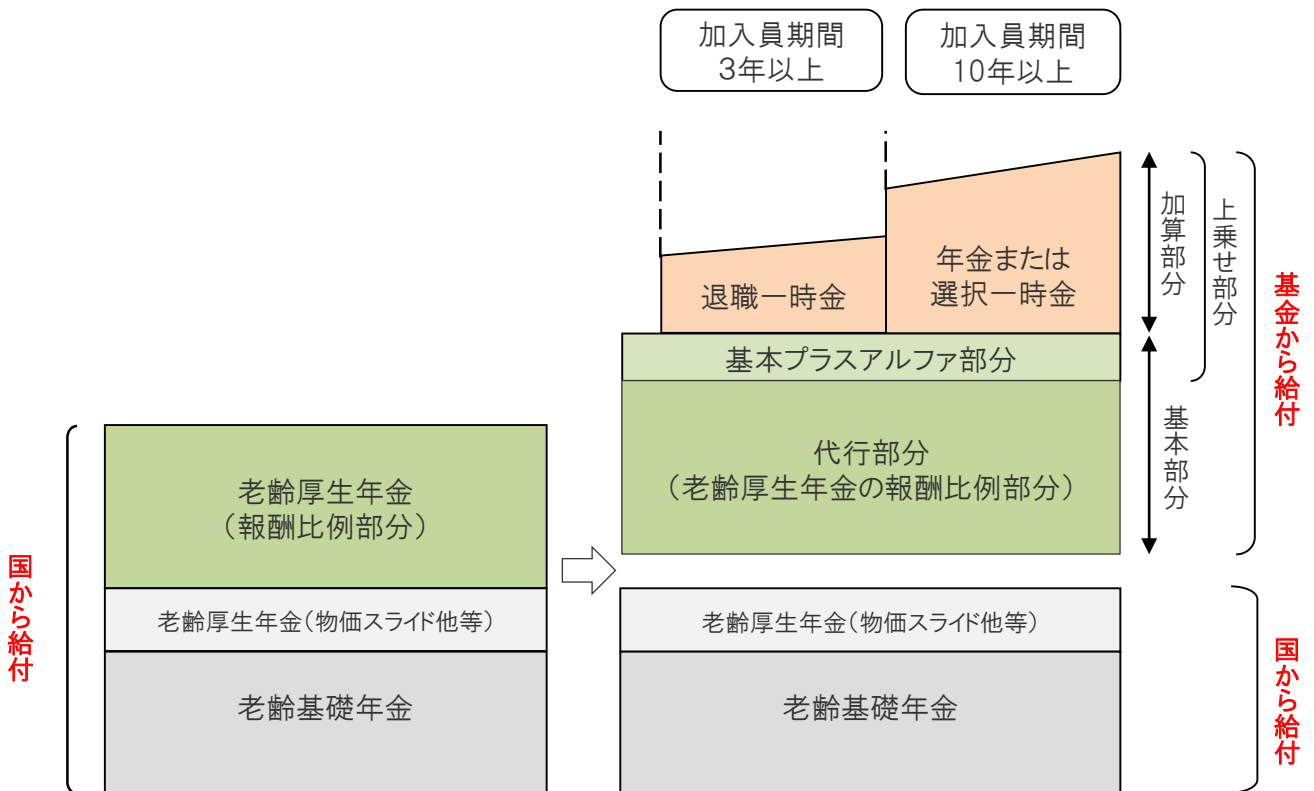
➤ 加算部分

基金独自に設計された年金で、基本部分に上乗せする形で年金(または一時金)として支給しています。

基金加入により手厚い給付を行うための加算部分の掛金は、全額事業主様にご負担いただいております。

厚生年金基金未加入の場合

当基金加入の場合



2. 代行返上の仕組み

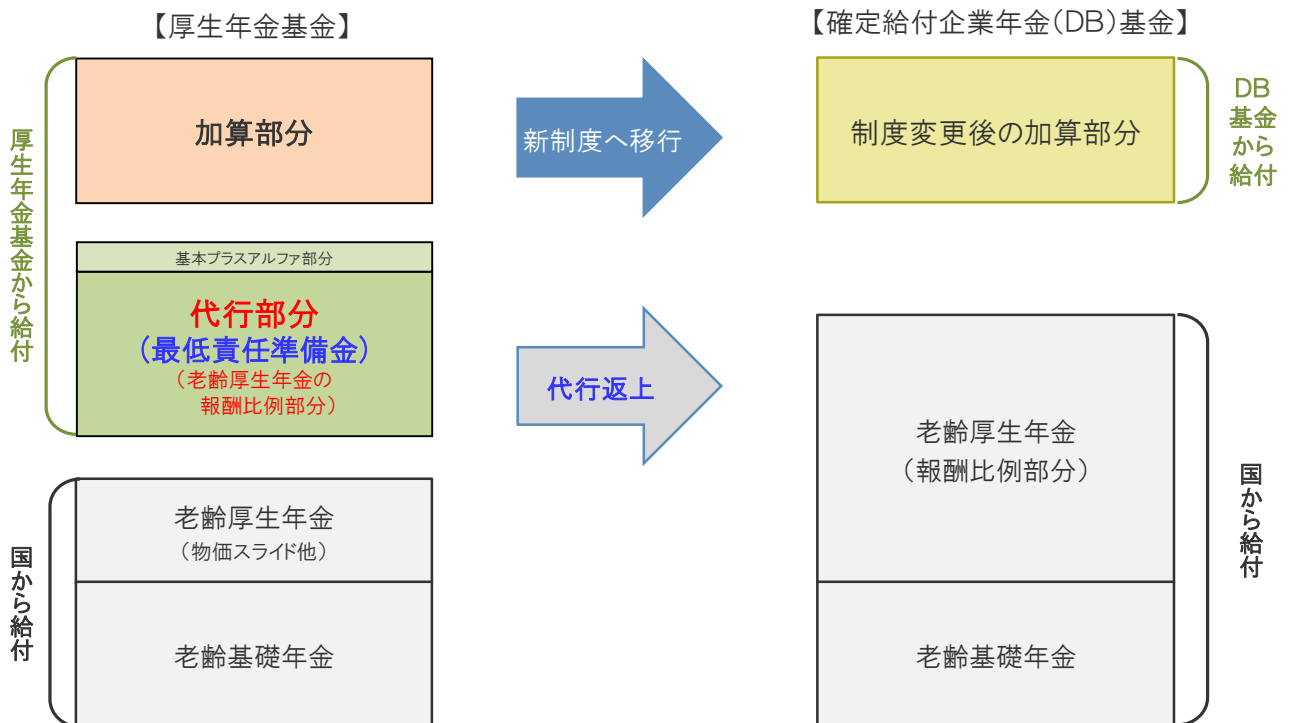
- 現在、国の老齢厚生年金の「報酬比例部分」を基金で代行給付していますが、この代行部分を国に返上します。
- 代行返上と同時に確定給付企業年金(DB)基金を設立し、加算部分を承継します。

(1) 給付

- ・ 加算部分は、代行返上後のDB制度に移行します。
- ・ 制度移行に合わせ、加算部分の制度変更を実施予定です(6頁ご参照)。
- ・ 代行している老齢厚生年金の報酬比例部分の年金給付は、国に支給義務が移転し、国から支給されることとなります。原則、代行返上により国の年金額が減ることはありません。

(2) 掛金

- ・ 代行返上(将来返上)の認可を受けると、その翌月から基金に納めている掛金のうち代行部分に相当する掛金は国に納めることとなります。当基金では平成27年12月に将来返上の認可を得ましたので、既に代行部分の掛金は国に納めています(次頁ご参照)。
- ・ 加算部分の掛金は、新制度移行後も事業主様のご負担で、これまで同様、基金へ納付いただきます。



* DB基金は代行部分の債務を国に返上した後の年金資産を引き継ぎます。

* 基本プラスアルファ部分の扱いは、加入員・受給権者ごとに6頁のようになる予定です。

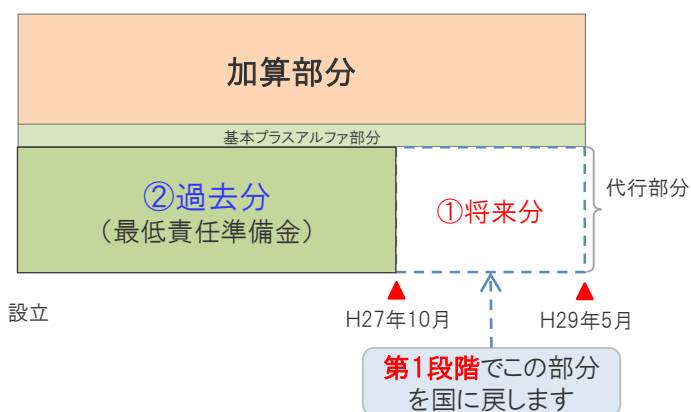
3. 代行返上の手順と最低責任準備金の前納について

- 代行部分を国に返上しDB制度に移行するためには、①将来分の返上と②過去分の返上の2段階の手続きを行います。
- 当基金は、平成27年10月22日付で将来返上の認可を得ました。将来返上の認可を得ることで、過去返上の認可前であっても最低責任準備金の全部または一部を国へ前納することができます。
- 当基金では、平成27年12月27日に290億円を国へ前納しました(下図ご参照)。

第1段階

【①将来返上とは】

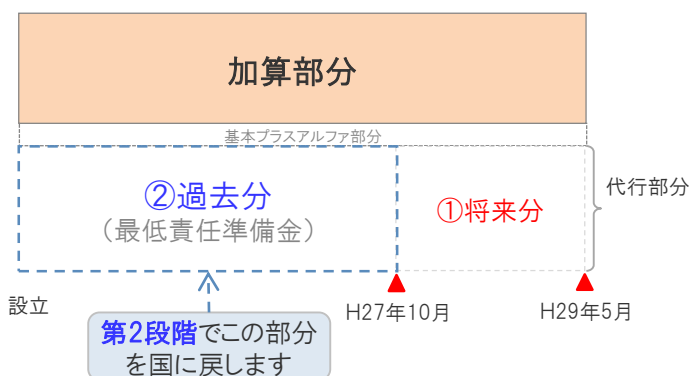
・H27年10月以降の期間は、従来基金に納めていた国の厚生年金保険の報酬比例部分に相当する保険料を国に納め、以後の加入員期間にかかる代行部分の支給義務を国に戻します。



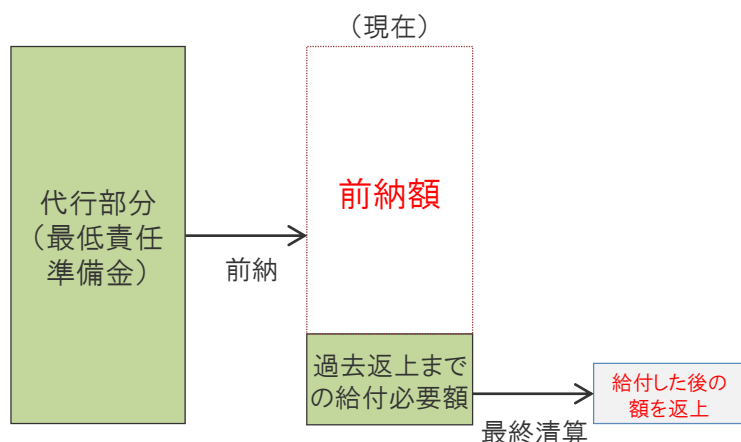
第2段階

【②過去返上とは】

・当基金の被保険者記録を整理し、すべての代行部分の支給義務を国に戻します。
 ・加算部分はDB制度に移行します。



【ご参考:前納イメージ】



【前納の効果】

- ・国の代行部分の債務である最低責任準備金は、毎年、国の運用利回り(厚生年金本体利回り)で付利されます。
- ・当基金の年金資産の運用利回りと、国の運用利回りが同じであれば、代行部分に係る運用リスクは発生しません。
- ・最低責任準備金の前納を行うことにより、この前納資産部分については、国の運用利回りの付利は無くなることから、運用リスクを切り離すことができます。

4. DB制度の概要①

- 基本的に、現行の加算部分の掛金・給付設計を継続しますが、制度移行に合わせ以下のような制度といたします。

【事業主】

- ✓ 掛金は現行と同一水準。昨今の経済市況に比べ高い運用目標である予定利率を5.5%→2.0%に引下げ、積立不足発生リスクを抑制し、財政の安定化を図る。
- ✓ 見込まれる運用収益低下に伴う掛金増加を抑制するため、終身年金等の廃止・年金給付利率の引下げ・利息クレジットの率の上下限の引下げを実施。

【加入員】

- ✓ 全額事業主負担による、「老後の所得補償を確保する仕組み」は継続される。
- ✓ キャッシュバランスプランを継続。厚生年金基金の加入員は、各人の個人残高をそのまま移行し、過去分を保証(P8「ご参考①」ご参照)。
- ✓ 追加掛金発生要因抑制のため、「終身年金」を廃止し確定年金(支給期間の選択制あり)へ変更(P8「ご参考②」ご参照)、給付利率の引下げ(2.5%→2.0%)実施、基本プラスアルファの廃止等、財政安定化のため給付内容の一部見直しを実施。

【受給権者】(年金受給者・年金受給待期者)

- ✓ 厚生年金基金の給付体系・給付額を継続。代行部分は国から支払われますが、老齢厚生年金の受取総額は変更なし。

	現行	移行後
予定利率(運用目標利率)	5.5%	2.0%
加入員の取り扱い		※赤字部分は法令上の給付減額変更に該当
加入者の範囲	厚生年金保険被保険者(70歳未満)	変更なし
基本プラスアルファ分	7.7/1,000上乗せなど	廃止
基準給与	厚生年金保険法第20条の標準報酬月額	毎年9/1時点の標準報酬月額を1年間使用
ポイント付与率	標準報酬月額×1.3%	変更なし
利息クレジットの率(加入中)	10年国債10年平均利回りで 財政再計算時に見直す	10年国債応募者利回りの5年平均と 1年平均のいずれか低い率 (1年毎に見直し)
	上限利率:5.5% 下限利率:2.0%	上限利率:4.0% 下限利率:0.0%
据置乗率(待期中)	2.0%(固定)	変更なし
年金給付率(受給中)	2.5%(固定)	2.0%(固定)
年金受給資格	加入期間10年以上	加入者期間10年以上 (65歳以上資格喪失者は、65歳到達時点の 加入者期間が10年以上)
一時金受給資格	加入期間3年以上 10年未満	変更なし (65歳到達は1ヵ月以上)
年金支給期間	15年保証付終身	確定年金(終身廃止) (5・10・15・20年から選択)
支給開始年齢	65歳(性別・生年月日による年齢) 但し、60歳以上で加入員の場合は 支給停止	一律65歳 但し、50歳以上の退職脱退者は 退職時支給開始が選択可
予定掛金率合計(‰)	17	17
一人当たり掛金額(標準報酬33万円)	5,610円	5,610円

5. DB制度の概要②(60歳以上の加入員の経過措置)

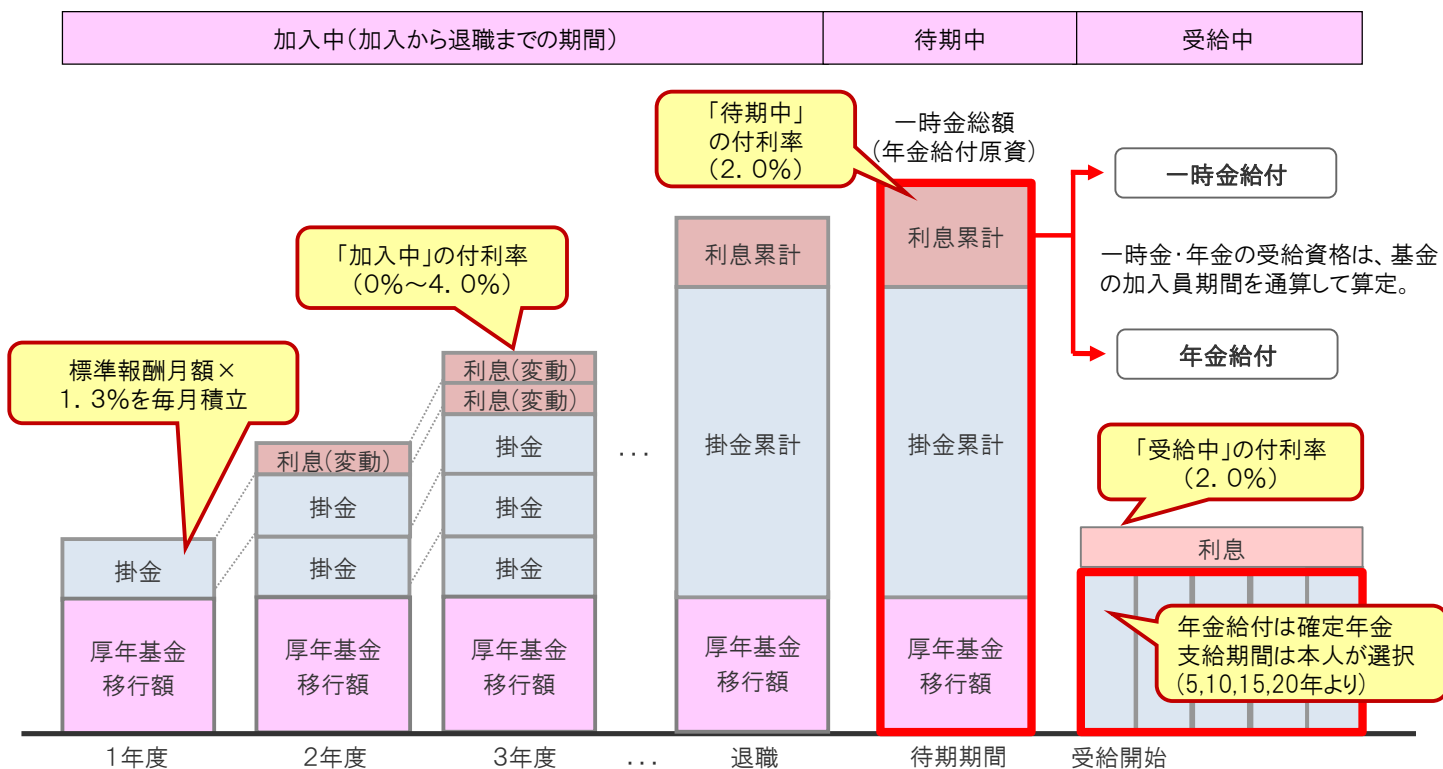
- 新制度は、現行制度と同じ70歳まで加入いただけます。
- 60歳未満の加入員の皆様は、過去期間分を含め新制度へ移行しますが、60歳以上の加入員の皆様については、代行返上前の期間は、以下のとおり現行の給付(終身年金等)を保障する経過措置を設けます。

対象者区分		加算部分の取扱い	基本プラスアルファ部分の取扱い	
60歳以上65歳未満の加入員(承継加入者)	(1)加入10年以上	代行返上時点で 男子;62歳到達者 女子;60歳到達者 ・国の受給権がある者 ・国の受給権がない者 (上記年齢到達者を除く)	加算年金受給権あり ・代行返上時までの期間について現行の加算年金(15年保証終身年金)を支給 ・代行返上後は新規加入扱いとし、DB制度の加入期間に応じた仮想個人勘定残高に基づく給付を行う →将来分の終身年金廃止、給付利率の引下げ等(減額)	・将来分廃止(減額) ・代行返上までの過去分について、現行給付と代替給付の選択制とする
	(2)加入10年未満	加算年金受給権なし ・代行返上時の仮想個人勘定残高を承継・加入員期間を通算 ・DB基金の老齢給付金又は脱退一時金を支給 ・65歳到達時点で加入者期間10年未満の者は、資格喪失時点の通算加入者期間が10年以上であっても、DB法令上脱退一時金の支給対象となる(年金支給要件の変更) ・終身年金廃止、給付利率の引下げ、年金支給要件の変更等(減額)		

対象者区分		加算部分の取扱い	基本プラスアルファ部分の取扱い
65歳以上の加入員(承継加入者)	(1)加入10年以上	加算年金受給権あり ・代行返上までの期間について現行の加算年金(15年保証終身年金)を支給 ・代行返上後は新規加入扱いとし、DB制度の加入期間に応じた仮想個人勘定残高に基づく給付を行う →将来分の終身年金廃止、給付利率の引下げ等(減額)	・将来分廃止(減額) ・代行返上までの過去分について、現行給付と代替給付の選択制とする
	(2)加入10年未満	加算年金受給権なし ・代行返上時の仮想個人勘定残高を承継・加入員期間を通算 ・資格喪失時点の脱退一時金を支給(DB法令上、代行返上後の加入期間を含め10年以上となっても年金の受取はできません) ・終身廃止、給付利率の引下げ、年金支給要件の変更等(減額)	

6. DB制度の概要③

《ご参考①: キャッシュバランスプランの仕組み》

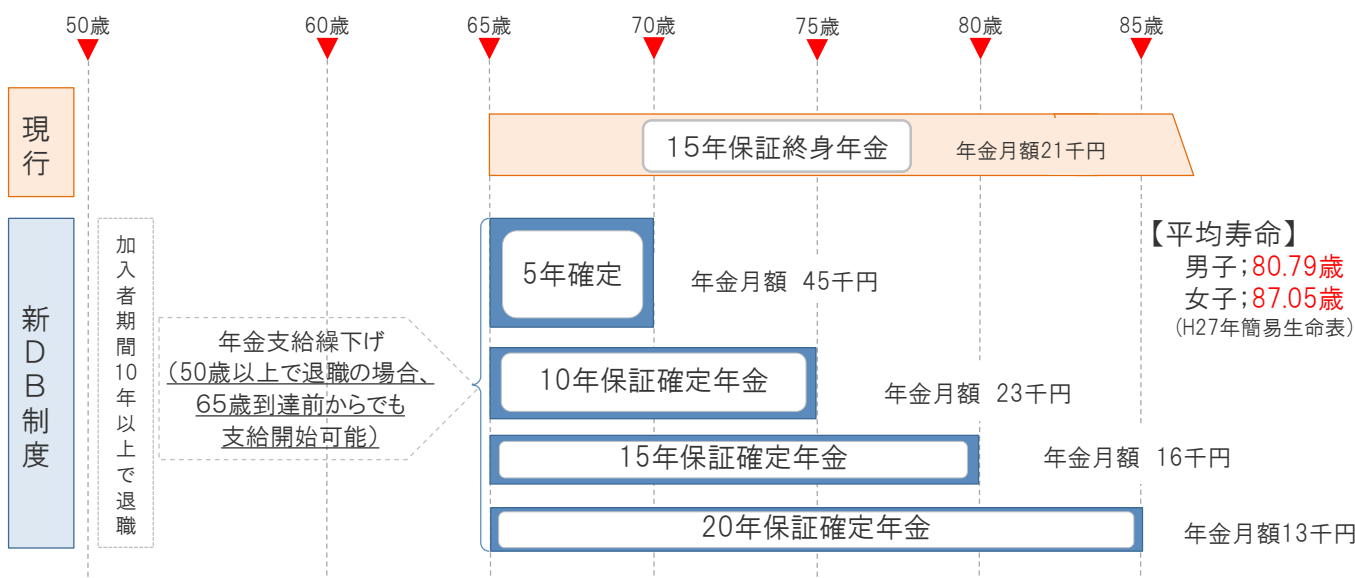


《ご参考②: 支給開始時期・支給期間を選択方式へ》

加入員のライフスタイルに合わせ、支給期間(5年・10年・15年・20年)は各受給者の選択方式とします。

《給付モデルの前提》 移行時点で40歳(20歳加入・女性・20年加入)

- ・代行返上後60歳到達で退職、平均標準報酬は35万円、一時金モデル254万円
- ・入社から代行返上時点までの再評価率はこれまでの下限の2.0%、代行返上後は新しい基準によるH27.12.末時点の再評価率0.4%(小数点以下第2位を四捨五入)で算定



※ 保証期間内に死亡した場合は、未支給期間相当の額を一時金で遺族に支給します。

7. 同意書取りまとめのお願い

- 代行返上を実施し、新DB制度に移行するためには、事業主・加入員・労働組合の皆様から以下の同意をいただく必要がございます。
- 事業主の皆様におかれましては、事業主分の同意書提出に加え、加入員様及び労働組合様へ代行返上についてご説明のうえ同意書の取りまとめをお願い申し上げます。
- 様式(2)-④の「過去返上及び給付減額に係る加入員の同意書」は、**事業所単位かつ60歳未満、60歳以上の加入者の各区分で、それぞれ2/3以上の同意書**をご提出願います。(労働協約等の不利益変更に係る訴訟リスク回避の観点もあり、100%の同意取得を目標としております。)

※1つの事業所様でも同意書をご提出いただけない場合は、代行返上が出来なくなります。

【労働組合 なし・1/3未満の事業所】

	過去返上(給付減額)手続き	DB基金設立手続き
(1)事業主	①過去返上に係る事業主の同意書	②労使合意に至るまでの経緯 ③厚生年金保険被保険者の過半数代表者であることの証明書
(2)加入員	④過去返上及び給付減額に係る加入員の同意書	⑤厚生年金保険被保険者の過半数代表者によるDB移行の同意書

【加入員における労働組合員が1/3以上の事業所】

労働組合の同意書式については別途ご案内いたします。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、平成28年12月15日(木)までにご返送いただきますように重ねてお願い申し上げます。

* 受給権者の方々からの同意書提出は不要とされておりますが、代行返上実施に係る影響につきまして、別途基金事務局から案内書を送付する予定です。

8. 今後のスケジュール(予定)

これまで

平成27年10月 1日

将来返上認可取得

平成27年12月27日

最低責任準備金相当額290億円を国に前納

今後の過去返上・DB基金設立へ向けた手続き

平成28年9月

代議員会 DB基金制度の掛金率確定

平成28年10月

事業主・加入員(労働組合)向け過去返上、
DB基金設立についての説明会

平成28年10月
～12月15日

事業主、加入員、労働組合の同意書の提出

平成28年12月下旬

同意書等の取りまとめ認可申請書作成

平成29年1月

記録整備の仮完了

平成29年2月

代議員会 過去返上・DB基金設立の議決、
DB基金設立認可申請

平成29年5月

過去返上・DB基金設立認可取得

* 平成29年3月～4月に加入事業所向けのDB基金制度における適用・給付事務等の説明会を予定しています。

* 記録整備の進捗状況により、変更となる可能性があります。

9. Q&A

【制度関連】

【Q1】 年金を受給するのは先ですが、代行返上により将来の年金額が変わることはないのですか？

〈A1〉 基金が行っていた代行部分の給付は、国から支給されることとなりますが、代行部分の支払い元が国に移るだけで、この部分の年金額は変わりません。

基金独自の加算部分の給付は今回の新しいDB制度に基づく給付を実施します。

【Q2】 終身年金はなくなってしまうのでしょうか？

〈A2〉 従前の給付のうち、代行部分は国へ返しますが、国から支給される年金は終身の給付が継続されます。加算年金は、新制度へ移行し確定年金に組み換えするため、終身部分・基本プラスアルファ部分はなくなります。代替措置として、年金支給期間（5・10・15・20年）の選択制を採用します。

【Q3】 予定利率はなぜ2.0%なのですか？

〈A3〉 予定利率は、年金資産の期待運用収益率です。基金の運用結果が、この予定利率以上であれば、毎年の決算で剰余が発生、逆の場合は不足が発生することとなります。

安定的な財政運営（できるだけ不足金の発生を抑制する）を実施するため、新しい確定給付企業年金制度への移行に合わせ、予定利率を現行の5.5%から2.0%へ引下げることを決定しました。

【総務担当者からの質問】

【Q1】 DB基金の設立同意で加入員の過半数代表者の同意取得がありますが、どのような者を選出するのですか？

〈A1〉 適用事業所における厚生年金保険被保険者の内、過半数で組織する労働組合がない場合は、厚生年金保険被保険者の過半数代表者を選出いただき、当該過半数代表者に同意を得ることとなります。同代表者の選出方法は、就業規則を変更する際に労働基準監督署に提出する代表者の意見書を提出する際の選出方法と同一基準となります。（管理監督の地位でない者；課長未満の者）

管理監督の地位の者しかいない事業所におかれましては、個別に事務局あてご相談ください。

【同意書関連】

【Q1】 なぜ2回も同意書をとるのですか？

〈A1〉 5頁のとおり、代行返上は2回に分けて行いますが、それぞれのタイミングで同意をいただきます。今回2回目については過去分の代行部分を国に返して新制度へ移行することおよびDB基金の設立に対する同意と、DB制度の変更に伴う給付減額にかかる同意となります。

【Q2】 同意書をとる加入員の範囲は？

〈A2〉 事業所にお勤めの70歳未満の方で、掛金を払っている人全員が対象となります。

9. Q&A

【Q3】 同意書の書き方について注意点を教えてください。

〈A3〉 加入員の皆様の「自署での署名・捺印（シャチハタ印も可）」をお願いします。

【Q4】 同意書ですが、外国人で印鑑がない、海外にいて印鑑がない場合の対応は？

〈A4〉 サインで代替していただければ結構です。

【Q5】 同意は加入員の3分の2以上必要とのことですが、各事業所の加入員の3分の2以上ですか？

〈A5〉 今回の加入員の同意は、2つになりますが、DB制度の給付減額の同意取得は、**適用事業所単位で2/3以上の同意取得**が必要されていることから、2つの同意についてそれぞれ適用事業所単位で2/3以上の取得をお願いします。事業所における労働条件の変更による訴訟リスクを抑制する意味合いもあるので、全員の同意取得を目標にいただき、できるだけ多くの皆様の同意をいただきますようお願いします。

【Q6】 同意書とりまとめ中にも人の異動が有り得ます。署名した方が退職した、中途採用された人がいたなどの場合は、再提出になりますか？

〈A6〉 行政宛認可申請書類における加入員数や同意者数は、ご提出後厚生年金基金事務局で補正し集計する予定です。具体的には、同意書署名後に退職された方は基金で二重線を引いて同意者数から除外し、新規採用された方は基金でその分加入員数を増やして認可申請いたします。そのため、各事業所に再提出をお願いすることはない見込みです。

【Q7】 同意書の様式を変えてはいけませんか？

〈A7〉 厚生労働省に確認済の様式のため変更せずお使いください。

【Q8】 加入員の同意と労働組合の同意の関係は？

〈A8〉 労働組合の同意は、組合の代表者名で1枚提出してください（労働組合員一人一人の同意は必要ありません）。組合の同意書とは別に、加入員の皆様には同意書に署名・捺印をお願いします。

〈お問い合わせ先〉

東京都私的病院厚生年金基金

〒113-0034 東京都文京区湯島3-13-8 湯島不二ビル8階

電話番号 03-3833-7451 FAX番号 03-3833-7453

ホームページ; <http://www.shitekibyoinkikin.or.jp/>